

フランス生産協同組合運動の一考察

——19世紀後半の状況について——

鈴木 岳

A study on the movement of producer's co-operatives in France

Takashi SUZUKI

はじめに

フランス協同組合史の研究者として高名なジャン＝ゴーモン (Jean Gaumont, 1876-1972) は、19世紀中葉から展開し始めたフランスにおける各種の協同組合運動を、それぞれが協同組合運動として最有力な時期に応じて生産協同組合・信用協同組合・消費協同組合の3つの時代に区分している。彼によれば、19世紀のフランスにおける生産協同組合の時代が1848年から1851年までの僅か数年間であったという¹⁾。1848年の2月革命以後、ルイ＝ブラン (Louis Blanc, 1811-82) を議長とする「リュクサンブール委員会」は生産協同組合的な組織の形成を一実際には、たんなる失業救済事業としての「国立作業場」が設けられたに過ぎなかったにせよ一指向したし²⁾、同年6月蜂起以後のカヴェニャックの統治する第2共和制下でも生産協同組合的な労働者アソシアシオンへの助成をクロード＝コルボン (Claude Corbon, 1808-91) が議会に提案し、その結果議会は300万フランの助成額を承認した³⁾。これ以外にも、1849年にジャンヌ＝ドロワン (Jeanne Deroin, 1805-94) とポリヌ＝ロラン (Pauline Roland, 1810-52) らによって組織された「労働者生産協同組合連合」がアソシアシオンを結集した⁴⁾。しかしながら、1848年からの3年ほどの間にパリのみで約300もの生産協同組合が設立されたにもかかわらず、1851年12月2日に起こったナポレオン3世によるクーデターによって、他の社会運動と同様に生産協同組合運動は大弾圧を受け、その息の根をほぼ止められてしまった⁵⁾。その意味で、確かにゴーモンの時代区分は誤っていなかった。

とはいえ、フランスの生産協同組合運動がこれで終わってしまったと見るのは早計である。実際、第2帝政前半の「権威帝政」期においても少数の生産協同組合は残存していたし、1860年代の「自由帝政」期に入ると「馬上のサン＝シモン」は生産協同組合に対しての態度をこれまでの抑圧的な政策から好意的な政策へ転換した結果、生産協同組合運動はある程度とはいえ

息を吹き返した。さらに、博愛的資本家の率先から始まった生産協同組合的形態もまた、第2帝政下で一定の成果を挙げつつあった。つまり、この時期に入ると、生産協同組合運動は多様な形態に変化したのである。

以上の状況を踏まえて、本稿では、前述した「生産協同組合の時代」の挫折を出発点として、第2帝政期からパリ・コミューンの試練を経て第3共和制下の1884年「生産協同組合諮問評議会」設立へ至るまでのフランスにおける多様な生産協同組合運動の史的な要約を中心テーマとする。そしてその上で、法律に関して、協同組合運動と労働者大会との関係、生産協同組合に対する資金の助成制度について、「フランス生産協同組合諮問評議会」の内容について、生産協同組合と消費協同組合との関係等についても簡潔に述べるものである。

1. 第2帝政期における生産協同組合運動

(1) 冬の時代と生産協同組合

1851年のクーデター以後、結社の禁止措置に基づいた政府の弾圧は各種の社会運動に大きな打撃を与えたが、とりわけ生産協同組合は壊滅的な打撃を受けた。非公認となった職人的労働者のアソシアシオン形態は唯一公認された慈善的事業である共済組合的形態へと後退を余儀なくされた⁶⁾。他方で、労働者に対するアメとして、帝政のパテルナリズム（温情主義）的な労働政策が展開する。このような「権威帝政」の政策は、事実上1863年頃からの「自由帝政」の時期まで続くことになる。それでは、この抑圧の時期（1852年～63年）には生産協同組合運動が完全に消滅してしまったのであろうか。

確かに、1852年以降生産協同組合運動は沈滞していた。それでもなお、残存した生産協同組合もあったのである。労働信用金庫の会計係であったジョゼフ＝ゴー（Joseph Gaut）の調査によれば、1863年以前に既に存在し、かつ1865年まで事業を続けていたパリにおける生産協同組合の状況は表1.のようになっていた。本表から、1851年以前に設立されて自由帝政期まで生き残った生産協同組合が10組合以上存在しており、抑圧の時代の最中にも創設された生産協同組合があったと解る。そして、本表において2つの協同組合以外には1848年の国家助成をまったく受けていないにもかかわらず、創設時と1865年の時点における資本額を比較すると、その大幅な増加が明瞭である。但し、正組合員数は一部を除いて小規模な人数に留まっている⁷⁾。さらに、パリ以外の地域においても、ツールーズやヴィルフランシュ、タラルで1850年代後半に生産協同組合が創設されている⁸⁾。即ち、1848年の理想が挫折した後にも、細々でかつ例外的であるとはいえ、生産協同組合の血脈はフランスの中で生き続けたのである⁹⁾。

(2) 自由帝政期の生産協同組合

1860年1月の自由主義的な英仏通商条約の締結以後、第2帝政は経済的な自由化のみなら

表1. 権威帝政期におけるパリの生産協同組合一覧表

業種	創設年度	創設時の 正組合員 数	1865年の 正組合員 数	創設時の 資本額 (フラン)	1865年の 資本額 (フラン)	利潤分配の形態
1 錠前業	1850年	7人	20人	1000	25000	日給に応じて
2 研磨業	1848	14	19	514	120000	賃金に応じて
3 眼鏡製造業	1849	13	25	不明	120000	社会的出資額と賃金に応じて
4 靴型製造業	1848	3	25	2	35000	賃金に比例して
5 椅子製造業	1849	20	50	29	85000	資本に加えられる
6 ピアノ製造業	1849	16	23	250	163000	賃金に応じて
7 椅子旋盤業	1848	18	22	315	50000	日給と出資に応じて
8 装身具金メッキ業	1834再設立1841	4	8	不明	不明	不明
9 ブリキ業	1848再設立1856	70	20	不明	90000	40% は出資に応じて60% は平等に
10 石工業	1848再設立1852	17	81	不明	250000	40% は出資に応じて60% は応日給
11 車製造業	1850	24	11	不明	58639	賃金に比例して
12 車軸製造業	1851	5	5	3000	80000	全額を平等に
13 家屋塗装業	1858	不明	12	不明	24000	40% は出資に応じて60% は応賃金
14 照明具製造業	1849	21	12	不明	54000	賃金に比例して
15 釘製造業	1849	20	3	不明	16000	資本に加えられる
16 建具業	1858	15	5	用具のみ	18000	賃金に比例して
17 仕立業	1848	40	15	1000	7000	出資に応じて

典拠；Eugène Véron, *Les Associations Ouvrières de consommation, de crédit et de production en Angleterre, en Allemagne et en France*, 1865, p. 232 より抜粋

ず政治的な自由化を推進し始めた。その潮流は、国家の労働者と社会運動に対する姿勢にも変化を促した。例えば、1862年のロンドン万国博覧会へ参加するための約200人からなるパリの労働者代表団の政府による派遣は、労働者にある程度の自由を与えつつ彼らを統治するという手法への政策転換を意味する。この派遣は、皇帝の意志に反して労働者にフランスの労働条件レベルの低さを痛感させ、彼らが自覚的な運動に取り組む契機となった¹⁰⁾。さらに、1863年の総選挙における共和主義者を中心とした大幅な伸長とこの選挙における労働者の代表の立候補は、労働者に対する新たな対応を政府に迫るものであった。そしてそれは、ロンドンで国際労働者協会（第1インターナショナル）が創設された同年の1864年、労働者にストライキ

の権利と事実上の団結権の承認という法律に具体化される¹¹⁾。このような状況下で、生産協同組合運動も新たな局面を迎える。

まず、政府との関係について。これまで協同組合運動を抑圧していた政府は、自由帝政期に入るとむしろ協同組合に対して好意的になる¹²⁾。何故なら、労働運動の高揚とストライキの多発を懸念し社会主義運動を恐れる政府は、帝政体制下の資本主義的所有と秩序を維持するために、社会主義の防波堤としての役割をより「穏健な」組織体である協同組合に期待し、むしろ取りこもうと考えはじめたからである¹³⁾。

この政府の意向を反映して、1867年に協同組合に関する法律が「会社 (sociétés) に関する1867年7月27日法」として可決された¹⁴⁾。本法律において、生産協同組合は、その共同資本 (fonds social) が正組合員の継続的払込みないし新規正組合員の許可によって増加し、出資の全額ないし一部の取り戻しによって減少する可能性のために、第3章の「可変資本金会社に関する特別規定」のなかに定められた。また、本法律の内容の中には協同組合 (coopératives) の用語は用いられていない。その理由としては、第1に、慣例的に生産協同組合の用語が associations ouvrières と表現されていたことと、第2に、本名称によって、出資配当ないし組合債の利子について有価証券に課税される所得税の適用を免除され得たという税務上の優遇措置とにある¹⁵⁾。

最後に、自由帝政期の生産協同組合の状況について簡単に見ておこう。フランスにおいて、1863年からの5年間に39の生産協同組合が新たに設立された¹⁶⁾。この時期には、第1時世界大戦後も残存した石版印刷業の「パリ・リトグラフィー」(1866年)やブリキ工場の「フェルブランティエ・レユニ」(1868年)が創設されている¹⁷⁾。そして、1868年の生産協同組合の総数は93組合であり、その内訳はパリで44組合、リヨンで21組合、それ以外のフランス国内(アルジェリアを含む)で28組合であったという¹⁸⁾。かかる状況から見て、1848年時の熱狂的な状況はもはや消失していたにせよ、自由帝政期においても生産協同組合へ対する人々のなお存続する期待を読み取れる。

(3) 経営者の率先による生産協同組合的形態

フランスの著名な経済学者で協同組合人であるシャルル＝ジード (Charles Gide, 1847-1932) の生産協同組合の分類によれば、フランスの生産協同組合形態には、アトリエ内の労働者どうしが互いに共同して自主管理を指向する伝統的な労働者アソシアシオンの形態、換言すれば、「自律的形態のアソシアシオン」以外に、博愛的な資本家の意向によって企業形態を生産協同組合へと転換した「準資本主義的形態のアソシアシオン」という形態も第2帝政の時期に存在したという¹⁹⁾。この後者の形態は、パトロナーージュ的形態に類似している一面があり、その思想的性質上、反闘争的・反社会主義的性格を有するが故に、従来軽視されがちなテーマであったが、生産協同組合としての一定の成果を収めた事実は無視し得ない。それ故、ここでは資本家の率先によって成功を収めた2つの実験を取り上げてみたい。

a. 「ラ・メゾン・ルクレール」(la maison Leclair)

「ラ・メゾン・ルクレール」(以下メゾンと略)は、博愛的資本家エドム＝ジャン＝ルクレール(Edme-Jean Leclair, 1801-72)によってパリに設立された。彼は、親方職人の経験から、労働者を監視するよりもそれぞれの労働の果実に応じた報酬を与えることこそが彼らの労働意欲と生産性を向上させると見抜いていた。彼は、1842年に自らの経営する塗装業のメゾン内で働く労働者に対して利潤分配を始めた。しかし、彼の利潤分配の行為に対してむしろ警戒心を解かない労働者を見てとったルクレールは、翌年彼らを集め、そこで彼らに1841年度の労働者の利潤分12200フランを袋入りの現金で渡した。かくして彼らは信頼関係を構築したという。1863年になると、彼は10万フランを拠出してメゾンの労働者のための共済組合を設立した。さらに1869年、生産協同組合に向けてメゾンは前進する。つまり、経営管理者の人々をメゾンの中核を構成する労働者たちによって選出することと、メゾンの利潤の50%を賃金に応じて労働者へ、25%を経営管理者の人々へ、25%を共済組合等へと分配する規定が決定されたのである²⁰⁾。

b. 「ファミリステール・ド・ギーズ」(Familistère de Guise)

「ファミリステール」は、博愛的資本家アンドレ＝ゴダン(Jean-Baptiste André Godin, 1817-88)によってフランス北部のエヌ県・ギーズの地に設立された。鑄鉄見習工から職人巡礼を経て独立した彼は、23才の時に暖房器具の技術革新に成功した結果巨額の富を得て、1846年にギーズで暖房器具の製造工場を設立した。他方で、労働者をめぐる悲惨な環境とこの理由の主因である賃金制度の抜本的な改善を常に考えていた彼は²¹⁾、利潤の資本・労働・才能への3分配を提唱するフーリエ(主義)に傾倒した。彼は、1854年にフーリエ主義者ヴィクトール＝コンシデラン(Victor Considérant, 1808-93)のテキサスにおける共同体の実験のために10万フランの援助をしたが、この不成功によって他者への援助という間接的手法の限界を感じたゴダンは、自ら壮大な実験に取り組み始めた。

ゴダンは、1856年から83年にかけて彼の工場労働者のために「パレ・ソシアル」という名称の衛生面に配慮した共同住宅を建築し、同時に彼らの欲求を満たすための劇場・プール・共同洗濯場・学校・託児所・図書館・庭園・店舗等を建設した²²⁾。そして、1872年から57人の熟練労働者に対して12000フランの利潤分配を始め²³⁾、1880年に1650人の労働者の中から共同事業者として33人の正組合員をゴダンは選出して、ここに名実ともにファミリステールを設立した²⁴⁾。

以上の2つのケースは、生産協同組合としても特異な例である。また、これらがパトロナージュ的側面から結局脱脚しえなかったという指摘もある²⁵⁾。とはいえ、これらが現実に労働者へ対して利潤分配を実現し、かつ民主的管理形態を模索した点については高く評価すべきである。また、ゴダンとファミリステールの指導者達が後の国内外の協同組合運動に与えた影響力も大きかったのである。

2. パリ・コミューン以後の生産協同組合運動

(1) 生産協同組合に対する助成制度の整備

普仏戦争の後、1871年5月28日に決着したパリ・コミューンの敗北以後にパリの労働者は徹底的な弾圧を受け、以前の権威帝政下と同様、生産協同組合運動のような社会運動を巡る環境は再び冬の時代を迎えていた。しかも、1848年の労働者アソシアシオン形態の相変わらずの失敗は、生産協同組合運動が労働者の真の解放に結びつくのか、という疑念を多くの人々に与えていた。他方で、フランスの産業構造自体、小規模なアトリエで熟練した職人的労働者の手によって生産を行なうかつての状況が変化し、鉄鋼や機械工場の大規模化と高度化が進んでいた²⁶⁾。1870年代の生産協同組合運動を取り巻く情勢は厳しく、その存在の危機を問われた時期であった。

しかしながら、新たに生産協同組合運動を促進する動きが70年代後半から現れる。

まず、かつてシュルツェ＝デーリツチュ (Schulze Delitzsch) の著書を仏訳し、多くの生産協同組合に無料でそれを配布した博愛家バンジャマン＝ランパル (Benjamin Rampal) の行動にその動きは現れた²⁷⁾。協同組合運動が労働者階級の境遇を直接改善する可能性を確信するランパルは、死後自らの莫大な資産をパリ市へ遺贈し、それを生産・消費・信用協同組合のために条件を付けつつ貸付けるべしという主旨の遺言書を生前に作成していた。とはいえ、彼の1879年12月3日の死去に伴いパリ市へ遺贈された約141万フランの遺産は、彼の要望していた条件を幾分変更した貸付け方法が採用された。最終的に市によって決定された協同組合に対する貸付けの条件とは、既存のパリにある協同組合であること、年利利率は3%、貸付け額は当該協同組合の資本額の半額以下であること、貸付け期間は最大3年間、当該協同組合が共同資本の1/3を失った場合には市会が貸付けの返還を要求し得ること、利子の支払い及び毎年の決算書提出を怠った場合は貸付け契約を取り消し得ること²⁸⁾、である。かかる条件下で1883年から市による貸付けが始まったが、貸付けの対象となったのは主として生産協同組合であった²⁹⁾。

またさらに、1881年にセーヌ県知事であったシャルル＝フロケ (Charles Floquet, 1828-96) らの調査が、生産協同組合の公共事業に対する生産性・効率性は私企業よりも優れていると結論づけたことも生産協同組合運動を促進した。何故なら、この結論を受けて県は生産協同組合へ公共事業を配分し始めたからである。この流れを受けて、1883年に時の内務大臣ワルデック＝ルソー (Waldeck-Rousseau, 1846-1904) も、生産協同組合の発展を助長するための調査委員会を発足させた³⁰⁾。

以上のように、生産協同組合は地方自治体及び国家から徐々に好意的な評価と実質的な援助を受けた結果、1880年代に入ると生産協同組合は存亡の危機をとりあえず脱するのである。

(2) 協同組合と労働運動との関係

パリ・コミュン挫折という洗礼を受けてから5年後の1876年10月2日から10日にかけて、初めての全国的な労働者大会が彫版師シャルル＝シャベール (Charles Chabert, 1818-1890) らの呼びかけによってパリで開催された³¹⁾。労働組合の代表者が主出席者であるこのパリ大会で取り扱われた8つのテーマの中には生産・消費・信用協同組合の項目もあった。そして、パリ大会においては、協同組合に批判的な人々もいたとはいえ³²⁾、それを社会問題の解決へ向けた最良の手段とみなす見解が中心的であった³³⁾。

ところで、次の1878年1月28日から2月8日にかけてリヨンで開催された労働者大会において、初めて集産主義者が出席した。その一人であるデュピール (Dupire) は、協同組合が熟練労働者をブルジョワジーにする手段にすぎず、一般の労働者にとってそれはむしろ有害と主張する³⁴⁾。それでも、「本大会はあらゆる労働者アソシアションに対して土地及び生産手段の共同所有の原則を適用するための実行的手段の研究を促す」³⁵⁾と声明された大会総括の内容から理解し得るように、なお協同組合に対して好意的な見解が主流を占めていた。

しかしながら、1879年10月20日から28日にかけてマルセイユで開催された3回目の労働者大会において、協同組合へ対する出席者の評価は一変する。その理由は、ジュール＝ゲード (Jules Guesde, 1845-1922) を指導者と仰ぐ集産主義者たちの主張が本大会で勝利を収めたことにある。彼らは協同組合を攻撃する。例えば、塗装労働者イジドール＝フィナン (Isidore Finance) は、協同組合が私企業よりもむしろ長時間労働を組合内の労働者へ強い実態や、労働者の力を最も分断する協同組合的組織の欺瞞性を力説する³⁶⁾。さらに、グルノーブルの労働者ベルナル (Bernard) は、協同組合人のいう平和・強調・調和の美辞麗句がすべての特権を有するブルジョワジーを擁護するに過ぎないと主張する³⁷⁾。要するに、彼らは協同組合を社会変革の手段とみなさないのである。他方で、協同組合の有効性を説く人も参加・発言していたとはいえ³⁸⁾、本大会において次の決議案、即ち、「……生産協同組合ないし消費協同組合は少数の特権者の境遇を改善し得るに過ぎない。それ故、これらの協同組合がプロレタリアートを解放する有効な手段とは決してたり得ない」³⁹⁾が採択された。労働運動の主流と協同組合との関係の分裂がマルセイユ大会において明確になったのである。

とはいえ、ある種の協同組合が集産主義や革命主義的思想を普及する宣伝手段に有用である、という表現が本決議案の中に含まれているように、労働運動の資金の供給源とみなすレベルでは集産主義者が消費協同組合について評価する可能性をなお残していた。しかし、生産協同組合と彼らとの関係は、以後しばらくの間冷えきったままとなる。

(3) 「フランス生産協同組合諮問評議会」の設立

前述の1879年のマルセイユ労働者大会における集産主義派の勝利によって協同組合人が労働運動の主流から離脱した後に、生産協同組合の相互協力関係を構築する重要性を認識していた人々によって、1848年以降の念願でありながらも何度か流産していた生産協同組合を対象

とする中央会の設立が次のように具体化する。

1883年8月のパリで各種の生産協同組合に関わる30人程度の小集会が催された。この集会の目的の一つにイギリス協同組合大会へ出席する代表者の選出があった。その結果、マルティ(G. Marty, 宝石加工職人)とニコル(J. Nicole, 職種不明)の2名が選ばれた。彼らはイギリスにおける協同組合運動の発展を調査する任務を担っていた。大会に出席した後に帰国した彼らは、その派遣費用について自ら負担することを帰国後の小集会で提案した。何故なら、彼らはこの旅費を生産協同組合の中央会設立のための基金へ充当しようと構想したからである⁴⁰⁾。折しもこの時期、生産協同組合運動に対する政府の対応もまた好意的であった。この状況は、前述したワルドック＝ルソー内務大臣が生産協同組合の中央会の設立に深い関心を寄せたことから窺い知れる⁴¹⁾。かくして「フランス生産協同組合諮問評議会」(Chambre consultative des Associations ouvrières de Production de France)が1884年11月26日にパリにおいて創設される⁴²⁾。

「評議会」の加盟組合は当初29組合であり、その大部分がパリの生産協同組合である。初代の議長にはルイ＝ファヴァロン(Louis Favaron, 大工)が就任している。連邦的機関である「評議会」は、協同組合思想の普及センターとしての機能と共に、各単協のための情報局の機能を有する。「評議会」の規約第2条によれば、協同組合の目的とは生産のための合理的な組織を設立してあらゆる種類の労働者の人間的社会的状況を改善する点にある⁴³⁾。さらに、規約第5条において「評議会」への加盟条件が記されている。ここには、加盟する各組合の正組合員(associés)すべてが「評議会」に所属すべきこと、加盟各組合「評議会」の規約に準拠した規約を持つべきこと、各組合において正組合員と同様に補助雇員(auxiliaires)に対しても賃金ないし労働時間に応じて最低25%の利潤分配を保証すること、そして利潤分配額が資本への分配額以上であること、各組合は定期的に帳簿をつけあらゆる有用な統計的情報を「評議会」へ提供すること、各組合間ないし組合と組合員の間が生じたすべての対立の裁定を「評議会」の決定に委ねそれに従うこと⁴⁴⁾、という条件が挙げられている。

「評議会」設立当初の具体的な成果は、ワルドック＝ルソーを筆頭とする名誉会員やオポルチュニズムないし急進的共和主義を標榜する政治家や官吏と良好な関係を保つメリットによって、公共的サービス・公共事業・官製品などの国家や地方自治体の需要に対して優先的な受注や入札を、及び事業のための有利な貸付けを「評議会」が獲得した事実にある。例えば、「評議会」設立の翌年の1885年にパリのセーヌ川沿いで開催された「労働博覧会」会場内の「生産協同組合パヴィリオン」建設事業は、公権力から貸付金を受けた「評議会」を通じて生産協同組合が請け負ったのである⁴⁵⁾。

このような公共事業の入札や契約を公権力が生産協同組合に対して優遇する潮流は、当時政務次官であり、連帯主義を提唱し後にノーベル平和賞を受賞したレオン＝ブルジョワ(Léon Bourgeois, 1851-1925)が起草し、内務大臣フロケによって公布された1888年6月4日のデクレ(政令)にも明白に現れている⁴⁶⁾。本政令の骨子は、第1に、総計が2万フラン以下の国

表 2. 「フランス生産協同組合諮問評議会」の加盟組合数

年度	1885 年	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893
加盟組合数	22 組合	24	14	11	20	27	38	40	52

典拠：Jean Gaumont, *Histoire Générale de la Coopération en France*, Tome II, 1923, pp. 543 et 548.

家の事業ないし必要品の契約をフランスの労働者生産組合 (sociétés d'ouvriers) と合意の上で結び得ること、第 2 に、証明書及び生産品の見本品と引換えに事業ないし必要品の事業の入札を労働者生産組合に認めることと、事業総額が 5 万フラン以下のとき、保証金の供託を労働者生産組合に免除すること、第 3 に、労働者生産組合の入札額と企業者の入札額が同額の時は前者を入札すること、第 4 に、落札した組合の作業ないし納入品に対する手付け金を 2 週間ごとに支払うこと⁴⁷⁾、であった。このデクレによって、大規模でかつ安定した顧客である国家や地方自治体と生産協同組合との間の取引が助長・奨励された。とはいえ、生産協同組合の側からの公権力に対する接近とその依存的体質は、しばしば自律的な協同組合運動を希求する人々、とりわけ消費協同組合や社会主義運動を指向する人々からの厳しい批判を受けたし、本デクレの施行によっても、生産協同組合の大きな課題ともいべき資金調達と販路確保の問題の完全な解決にはなお至らないが。

なお、「評議会」創設直後数年の加盟組合数は、表 2. のように推移した。この数値を見ると、1888 年に底を打って以後の加盟組合数の増加が一目瞭然である。このことから、1888 年のデクレは生産協同組合運動⁴⁸⁾、少なくとも「評議会」の発達を助長したと考えられる。

3. むすびにかえて—「フランス生産協同組合諮問評議会」と「協同組合連盟」 との関係

アルフレ=タランディエ (P.T. Alfred Talandier, 1822-90) がホリヨーク (George Jacob Holyoake) の『ロッチデールの先駆者たち』を仏訳・紹介した 1860 年代以降、フランスにおいても次第に消費協同組合が協同組合運動の中軸を占めていく。その理由は、一方で、生産協同組合の実験の度重なる失敗に幻滅した社会主義者たち、例えば、ブノワ=マロン (Benoît Malon, 1841-93) らが、現実に労働者の生活状況を漸進的に改善する消費協同組合運動を評価したことと、他方で、企業者サイドに立つ人々も労働者の生活費用を節約する消費協同組合運動を奨励したこととにあった⁴⁹⁾。そして、これらの状況下で成長した消費協同組合を結合する中央会組織である「協同組合連盟」(Union Coopérative) もまた、「フランス生産協同組合諮問評議会」創設の翌年の 1885 年にイギリスの協同組合運動に精通し深く共感する「ニーム派」のエドゥアール=ド=ボワヴ (Edouard de Boyve, 1840-1923) の尽力により創設された。つまり、フランスにおいて、生産協同組合の中央会と消費協同組合のそれとは、それぞれ時期を合い前後して創設されたのである。

ところで、「評議会」と「連盟」との相互関係はどのようなものであったのか。

前章のように「評議会」は1888年のデクレによる公権力との接近によってある程度の基盤を得たものの、加盟生産協同組合数・人とも規模において自らの力量不足を感じとっていた。彼らの最重要な欲求は、資金調達と販路確保の問題の解決である。それ故、「評議会」は公権力に依存する以外の同種類の組織との同盟関係を模索した。そして、伸びゆく消費協同組合にこそこれら2つの問題の解決の力量を感じとった彼らは、消費協同組合中央会とも接近し始める。この「連盟」内の指導者の中に生産協同組合運動に好意を持つ「利潤分配の擁護者」として高名なシャルル＝ロベール (Charles Robert, 1821-1899) 委員長の存在も両者の接近を一層容易にした。

1893年10月にグルノーブルで開催された第7回「連盟」大会は「評議会」にとっても大きな意味を持っていた。というのは、パリの塗装生産協同組合「ル・トラヴァイユ」(1882年創設)の指導者アンリ＝ビュイソン (Henri Buisson) が「評議会」の公式の代表として「連盟」側から大会に招待されたからである⁵⁰⁾。本大会の討議の結果、消費協同組合は自らの事業及び納入品を生産協同組合に依頼すべきである⁵¹⁾、という決議がなされた。さらに、本大会は「連盟」大会において、生産協同組合の指導者へ対する投票権の譲与も決められた⁵²⁾。これ以降、ビュイソンは「連盟」の中央委員会にも頻繁に出席し始めたし、ロベールも「評議会」の集会へ参加し始めた⁵³⁾。互いの思想に共鳴した彼らの交流は密になった。それは、翌年8月にリヨンで開催された第8回「連盟」大会において、ロベールとビュイソンが事実上共同で生産協同組合の規約草案に関する報告を行ったことから容易に推察し得る⁵⁴⁾。

いずれにしても、1890年代前半頃になると、「評議会」と「連盟」との関係は、急速に緊密な関係となっていったのである。

註

- 1) Jean Gaumont, *Histoire Abrégée de la Coopération en France ; en France et à l'étranger*, 1921, p. 17.
なお、ゴーモンは、信用協同組合の時代が1860年から1868年であり、消費協同組合の時代が1885年以後であると同書で記している。
- 2) 河野健二編『資料フランス初期社会主義——二月革命とその思想』平凡社、1979年、463-465ページ。
- 3) 同、397ページ。
- 4) 谷川稔『「産業帝政」下における労働運動の再生』、河野健二編『フランス・ブルジョア社会の成立——第二帝政期の研究』岩波書店、1977年、181ページ。
- 5) 但し、当時の生産協同組合の側に問題がなかったわけではない。多くの生産協同組合は組合内の規律の欠如や経営的未熟さによって自壊の道を歩んだのである。
- 6) Jean-François Draperi, “la coopération de production en France, Une histoire turbulente”, *Économie et Humanisme*, n° 341, juin 1997, p. 21.
- 7) とはいえ、このような生産協同組合において、補助雇員の人数が正組合員数より概して多い点も考慮すべきである。極端な例では、その人数比について前者が後者の3倍～6倍の生産協同組合も存在した。
- 8) Georges Hoog, *La Coopération de Production ; origine et institutions*, 1942, p. 91.
- 9) オーグの算定によれば、パリにおける生産協同組合数は1854年では27、1858年では20であったという (*Ibid.*, p. 89.)。

- 10) 服部晴彦・谷川稔『フランス近代史』ミネルヴァ書房, 1993年, 130ページ。
- 11) G. ルフラン, 小野崎晶祐訳『労働と労働者の歴史』芸立出版, 1981年, 214ページ。なお, 第1インターの協同組合へ対する態度の変化については, 例えば, Henri Desroche, *Solidarités ouvrières* 1, 1981, pp. 99-107. を参照。
- 12) P. Brison et E. Poisson, *Encyclopédie socialiste*, 1913, pp. 127-128.
- 13) しかしながら, 政府が協同組合運動に全幅の信頼を置いていたわけではない。それは1867年のパリ万国博覧会において国際協同組合大会が計画され, 各国の出席者や日時・会場等すべて決定されていたにもかかわらず中止命令が下ったことから理解できる。フランス政府は協同組合運動に対してなお警戒を怠っていなかったのである (cf. P. Hubert-Valleroux, *Les Associations Coopératives en France et à l'étranger*, 1884, pp. 245-250.)。
- 14) 1867年法に関する邦文紹介文献として, 例えば, 大塚喜一郎『協同組合法の研究 (増訂版)』有斐閣, 1968年を参照。また, 協同組合に関する本法の問題点を論及したものとしては, Jean Gautier “Les coopératives ouvrières de production & les capitaux propres”, *Revue des études coopératives*, 4^e trimestre 1983, p. 39. を参照。
- 15) Jules Chagot, *Les Associations Ouvrières de production dans l'industrie*, 1904, p. 29. なお, 本法は, 1893年8月1日法によって一部修正された。
- 16) Jeanne Gaillard, “Les associations de production et la pensée politique en France (1852-1870)”, *Le Mouvement Social*, n° 52, 1965, p. 68. 但し, この数字は論者によって若干の相違がある。
- 17) G. Hoog, *op. cit.*, p. 23.
- 18) P.H.-Valleroux, *op. cit.*, p. 252.
- 19) cf. Charles Gide, *Les divers types d'Association Coopératives de Production*, 1923, pp. 15-25. なお, ジードは, ここに挙げた2つのアソシアシオン形態の区分以外の第3の形態として「社会主義ないしサンディカリスト形態のアソシアシオン」を併記している。
- 20) G. Hoog, *op. cit.*, pp. 97-99.
- 21) Jules Prudhommeaux, *Les Expérience Sociale de J.-B.-A. Godin*, 1919, p. 45.
- 22) “Le Familistère Godin à Guise” prospectus, musée municipale de Guise, 1997.
- 23) J. Prudhommeaux, *op. cit.*, p. 142.
- 24) G. Hoog, *op. cit.*, pp. 102-103. なお, ファミリステール・ド・ギーズは, 経営的危機によって1968年に倒産するまで存続したのである。
- 25) 初期ルクレールの経営手法に対する批判的見解については, 例えば, 河野健二編, 前掲, 287-291ページを参照。また, ファミリステールの生活状況が住人相互の監視システムであると批判する見解については, 例えば, Jean Roseyro, “Familistère de Guise II”, *L'Illustration*, n° 2804, 21 nov. 1896, p. 410, 及び, 古林繁「初期労働者住宅の試み——ギーズのファミリステール」『都市住宅』116号, 1977年6月, 92-95ページを参照。
- 26) 河野健二『フランス現代史』山川出版社, 1977年, 149ページ。
- 27) cf. Henri Buisson, “Les Bienfaiteurs de la Coopération; Benjamin Rampal”, *Almanach de la Coopération Française*, 1898, (sixième année), 1898, pp. 90-92.
- 28) Jules Chagot, *op. cit.*, pp. 150-151.
- 29) 但し, 実際には, 市は成功の見込みのない生産協同組合にも軽率に貸付けてしまったようである (*Ibid.*, p. 151.)。
- 30) G. Hoog, *op. cit.*, p. 112.
- 31) ジョルジュ・ルフラン著, 谷川稔訳『フランス労働組合運動史』白水社, 1974年, 23-25ページ。
- 32) Léon de Seilhac, *Les Congrès Ouvriers en France; de 1876 à 1897*, 1899, p. 19.
- 33) Charles Gide, *La Coopération; conférences de propagande*, 1900, p. 4.
- 34) L. de Seilhac, *op. cit.*, p. 23.
- 35) *Ibid.*, p. 27.
- 36) *Ibid.*, pp. 35-36.
- 37) *Ibid.*, p. 36.

- 38) *Ibid.*, p. 36.
- 39) *Ibid.*, pp. 46-47.
- 40) Jean Gaumont, *Histoire Générale de la Coopération en France*, Tome II, 1923, p. 85.
- 41) G. Hoog, *op. cit.*, p. 114.
- 42) そもそも「諮問評議会」(Chambre consultative)の名称自体がワルディク＝ルソーの提言により用いられた名称である。この事実からも、政府が「評議会」に対して好意的な関心を寄せていたことは明白であろう (J. Gaumont, *op. cit.*, 1923, pp. 85-86.)。
- 43) G. Hoog, *op. cit.*, p. 145.
- 44) *Ibid.*, pp. 145-146.
- 45) この建設事業のために、「評議会」はパリ市参事会及び商業大臣からそれぞれ2万5000フランの貸付けを受けている (J. Gaumont, *op. cit.*, 1923, p. 87.)。
- 46) G. Hoog, *op. cit.*, p. 115.
- 47) Jules Chagot, *op. cit.*, p. 31.
- 48) とはいえ、ジードによれば、1889年におけるフランスの生産協同組合数は約70組合に過ぎなかったという (cf. Charles Gide, *Economie Sociale*, 1905, p. 391.)。
- 49) Louis Renard, *Le Mouvement Coopératif de Consommation en France*, 1938, pp. 37-38.
- 50) Jean Gaumont, *op. cit.*, 1923, p. 543.
- 51) *Almanach de la Coopération Française, 1901*, (neuvième année), 1901 p. 30.
- 52) 「連盟」大会における投票権は生産協同組合のみならず、信用組合など他の協同組合にも同じく与えられた。
- 53) Jean Gaumont, *op. cit.*, 1923, pp. 543-544.
- 54) *Almanach, op. cit.*, 1901, p. 32.

(本学非常勤講師)